立ち直りの一歩 共に

県就労支援事業者機構の加藤会長

刑務所出所者や保護観察対象者の雇用先の確保、就労継続に必要な生活指導などを行う県就労支援事業者機構という組織がある。協力する企業が多くない中、2019年度は就労支援依頼162件のうち、127人の就職先を決めた。同機構の加藤英一会長は「責任ある社会生活を営ませるよう支援することは、本人にとっての立ち直りの一歩となる」とやり直しの利く社会への協力を求めている。（中野春夫）

「刑務所出所者らの社会復帰を支えるため、県と保護観察所に援助体制の強化を」と語る県就労支援事業者機構の加藤英一会長＝2020年12月、さいたま市浦和区

さいたま市浦和区に2010年3月に設立された県就労支援事業者機構は、さいたま保護観察所にほど近い、更生保護施設「清心寮」内に事務所がある。県内には身寄りのない出所者らを受け入れる更生保護施設は清心寮の1カ所しかない。県就労支援事業者機構は、清心寮が満員で対応し切れない支援対象者全ての相談に乗り、県内の住み込み就労先などを紹介している。

同機構によると、受刑者らを雇う「協力雇用主」の登録数は県内で約800社。業種は建築、運送、工場、飲食など幅広いが、実際に雇用している企業は登録数全体の10％に満たないという。

出所者雇用 協力少なく

加藤会長は「雇う側は、本人を更生させたいという気持ちはあるが、会社の利益のことも考えなければならない。急に職場に来なくなってしまうのではないか、周りの従業員に悪影響を与えないか、などの不安は少なからず持っている」と現状を語る。

16年に導入された刑の一部執行猶予制度で、早期に出所することになった薬物使用者は再犯率が高いと見なされ、特に受け入れを断る雇用主が多い。「支援希望者も思い通りの職に就けず、遠方の勤務地を選ばざるを得ない状況になっている」と加藤会長は不安視する。

法務省は16年に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行。犯罪者の特性を踏まえた指導、就業機会や住居確保などの支援策強化を各関係機関に求めている。支援対象者は殺人未遂や窃盗、傷害、詐欺、薬物使用などの罪で服役した16～80歳までの男女。元暴力団員、障害者、高齢者も多く、同機構はそれぞれの適正に合った勤務先を紹介するため、日々、協力雇用主の確保、拡大に努めているが、支援活動に取り組んでいるのは法律を知るごく一部の機関というのが実情だ。

加藤会長は「国家資格や大型重機の免許取得など、刑務所内で高い技術が習得できるよう、職業訓練のさらなる充実が必要。受刑者も働く楽しさが分かれば、職場を辞めることが少なくなり、雇用主側も即戦力になるため、積極的に採用するようになる」と語り、県と保護観察所のさらなる連携、支援強化を求める。

困難は少なくないが、協力雇用主から「立派に立ち直っている」といった報告や、支援者本人から「結婚して、子どもができた」などの手紙をもらうと、業務の達成感が湧くという。加藤会長は「職と住む場所を確保し、責任ある社会生活を営ませるよう支援することは、本人にとっての立ち直りの一歩となるとともに、安全で安心な社会をつくるための一歩となる」と社会の協力が広がることを望んでいる。